

差別解消三法と県の人権に関する取組

差別解消三法

- ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（**障害者差別解消法**）
- ②本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（**ハイトスピーチ解消法**）
- ③部落差別の解消の推進に関する法律（**部落差別解消推進法**）



人権って…

- 自由である権利
- 平等である権利（差別されない）
- 人間らしい生活が保障される権利
- 政治に参加する権利

など

①障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
(平成28年4月1日施行)

障がいがあることを理由とする「**不当な差別的取扱い**」は禁止されています。

障がいのある人から、「こんな配慮をしてほしい」などと求められたときには状況に応じて配慮の提供が必要です。
(**合理的配慮の提供**)

障がいのある人もない人も、一緒に安心して暮らせる社会をつくりましょう。

障害者差別解消法が変わります！
令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような配慮ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	改正前	改正後
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	要請	義務化 （合理的配慮）

目次

- 1 目的
- 2 障害のある人への配慮の考え方
- 3 合理的配慮の考え方
- 4 「合理的配慮」とはどのような配慮でよいのか
- 5 不当な差別的取扱いとは
- 6 障害のある人への配慮に関する法的根拠
- 7 エンゲージメント
- 8 問い合わせ先



障がいの有無にかかわらず誰もが 共に暮らしやすい三重県づくり条例

(平成30年10月1日(一部平成31年4月1日)施行)

●不当な差別的取扱い

ぐたいれい 具体例

もうどうけん いっしょ いんしょくてん はい
盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、
ほか きやくさき めいわく べつ じかん
「他のお客様の迷惑になるので、別の時間に
来てください」と言われ、入店を制限された。



しょう ひと ほごしゃ かいじょしゃ いっしょ
「障がいのある人は保護者や介助者が一緒に
ないとサービスを提供しない」と言われた。



しょう 障害があることを理由に、不動産の仲
介を断られた。



●合理的配慮の提供

ぐたいれい 具体例

しかくしょう ひと もう で おう
視覚障がいのある人からの申し出に応じて、
タッチパネルの操作を代わりに行った。



くるま しょう ひと もう で
車いすを使用している人からの申し出に
応じて、高いところにある商品を代わり
に取り出した。



ひと おお まちあいしつ しゅう い き
「人が多い待合室は周囲が気になって落ち
着かず、順番を待つのが難しい」との申
し出に応じて、別のスペースを確保した。



まどぐち ちょうかくしょう ひと もう
窓口で、聴覚障がいのある人からの申し
出に応じて、筆談で対応した。



がくしゅうしょう ひと かくばん か うつ
学習障がいがあるため「黒板を書き写す
ことが苦手」との申し出に応じて、板書
をカメラで撮影することを認めた。



しかくしょう ひと もう で おう
視覚障がいのある人からの申し出に応じ
て、レストランのメニューを読み上げて
説明した。



②ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月3日施行）

特定の国の出身者等であることのみを理由に、社会から排除しようとしたり、危害を加えようとしたりする言葉や行動を「ヘイトスピーチ」といい、人を大きく傷つけるもので、決して許されません。

ヘイトスピーチをなくす必要性を一人ひとりが理解し、ヘイトスピーチのない社会をつくりましょう。

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、

差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない

検索



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

③部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年12月16日施行)

いまもなお、部落差別が残っており、インターネットなどが便利になっている中で、部落差別に関する状況の変化が起こっていることをふまえ、この法律が制定されました。

私たち一人ひとりが「部落差別は許されない」ことを理解し、部落差別のない社会をつくりましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月16日から施行されました。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

(令和4年5月19日(一部令和5年4月1日)施行)

何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはなりません。

不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、人権問題のない、人権が尊重される社会をつくりましょう。

条例のポイント

①用語の定義を明記

不当な差別：人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するもの

人権侵害行為：不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為(インターネットを通じて行われるものを含む)

人権問題：人権侵害行為その他の人権に関する問題

②人権侵害行為の禁止を明記

何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

③相談や紛争解決の体制を規定

相談体制

- ・県は、人権問題に関する相談に応じなければならない
- ・県は、相談があったときは、**助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応**等を行う

不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

- ・相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争について、**知事による助言・説示・あっせんの手続**を整備
- ・知事は、必要に応じて、第三者機関(三重県差別解消調整委員会)に諮問
- ・不当な差別を行ったと認められる者が、正当な理由なく助言・説示・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う
- ・関係者の秘密を除いて助言・説示・あっせん・勧告の状況を公表

三重県感染症対策条例

(令和2年12月24日施行)

新型コロナウイルス感染症への対応を教訓とし、感染症の発生の予防とまん延防止を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることをめざしています。

〈差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止〉

- ・患者やその家族に対するもの
- ・医療従事者、県民の生活や経済の安定に寄与する業務の従事者に対するもの
- ・感染症の発生・まん延に起因して生じる国籍・性別・職業・居住地等のいわれのない理由によるもの



知らず知らずのうちに、
他人の人権を侵害してしまう
（他人を傷付けてしまう）
ことにならないように・・・



「人権感覚」を！